

【卵】生卵のみ摂取不可の場合は、その旨（生卵のみ不可等）を記載してください。

【乳】牛乳、パン、乳を含む副食を停止します。（飲用牛乳のみ停止や摂取量の調整等不可）

【果物】果物の種類と生・加熱で食べられる範囲が異なる場合はその旨も記載してください。

（令和6年度に提供予定の生果物）

りんご、みかん、いよかん、はっさく、あまなつかん、オレンジ、デコポン、かわちばんかん、クインシーメロン、なし、かき、ぶどう、さくらんぼ、いちご、すいか

（令和6年度に提供予定のジャム・果物缶詰）

ジャム：みかん、アプリコット、いちご、マーマレード、ブルーベリー

果物缶詰：りんご、みかん、もも、さくらんぼ、なし、パインアップル

【大豆・大豆製品】大豆・大豆製品を含む副食をすべて停止します。（花粉・食物アレルギー症候群により、「豆乳のみ停止」、「豆乳、豆腐、あつあげのみ停止」など大豆・大豆製品のなかで食材ごとの停止は不可）

【もやし】給食に使用するもやしはブラックマップもやしです。ブラックマップもやしの除去が必要な場合は記載してください。

アナフィラキシー

食物アレルギー

- 4. 昆虫 ( )
- 5. 医薬品 ( )
- 6. その他 ( )



原因食物・除去根拠		該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に除去根拠を記載
1. 鶏卵	〈 〉	<b>【除去根拠】</b> 該当するもの全てを〈 〉内に記載 ① 明らかな症状の既往      ② 食物経口負荷試験陽性  具体的な食品名を記載してください  （記載例） ×バラ科の果物    ○りんご・もも（両方生のみ不可） ×りんご            ○りんご（生のみ不可） ×魚                 ○鮭、さば ×魚（練り物可） ○魚（タラ・イトヨリダイは可） ×魚卵              ○いくら・たらこ・ししゃもの卵
2. 牛乳・乳製品	〈 〉	
3. 小麦	〈 〉	
4. ソバ	〈 〉	
5. ピーナッツ	〈 〉	
6. 甲殻類	〈 〉	
7. 木の実類	〈 〉	
8. 果物類	〈 〉	
9. 魚類	〈 〉	
10. 肉類	〈 〉	
11. その他1	〈 〉	
12. その他2	〈 〉	

**E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの**

E欄のいずれかに○がつく場合、「牛乳・主食・副食」すべて停止し完全弁当対応とします

- 鶏卵：卵殻カルシウム
- 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
- 小麦：醤油・酢・味噌
- 大豆：大豆油・醤油・味噌
- ゴマ：ゴマ油
- 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
- 肉類：エキス

**F その他の配慮・管理事項(自由記述)**

次に該当する場合（完全弁当対応とする）はF欄に記載してください

- ・加工食品の原材料に注意喚起表示（製造ライン、えび・かきが混ざる漁獲方法等）があるものは除去が必要
- ・揚げ油または食器・調理用具の共有ができない